

学校生活の決まり

令和8年3月修正

A 学校生活の約束ごと

登校

- 制服登校をする。(雨天時は、ジャージ登校可)
- 交通ルールを守って登校する。
- 8:05までに正門・南門を通過して、8:10には教室に入室し、朝の会の準備をする。
※ 徒歩通学者は、安全上、**東門(駐車場側の門)**は使用しない。
- 自転車通学生徒
 - ・ヘルメットをかぶって登校する。
 - ・正門前で降車し、駐輪場までは押して行く。
 - ・学年ごとに決められた駐輪場所の黄色線上に、スタンドを揃えて駐輪する。
 - ・ヘルメットは、かごの中に入れる。
 - ・必ず鍵をかける。
- 防犯上の理由から8:15に正門・南門・東門を閉める。

出席確認及び朝の会

- 朝の活動に参加した生徒は、活動終了後、制服に着替えてから教室に入る。ただし、1校時がジャージで行う授業の場合には、ジャージのままでもよいこととする。
- 8:15までにかばん等を自分の指定のロッカーの中に入れ、静かに読書や自主学習、こころの健康観察を始める。
※ 机の脇にかばん等はかけない(タブレットケースは除く)
- 8:15に日直は朝の会を開始する。(着席して開始を待つ)

授業

- 教科の学習内容にあった服装で授業を受ける。
- 時間を意識して、3分前着席を心がける。
- 移動教室の際には、窓を閉め、消灯し、ドアの施錠をする。(大型モニターはつけたままで良い)
また、教科書等の私物を整理整頓し、机や椅子の上に何も置かれていない状態にしてから移動する。

休み時間

- 自分の学年があるフロアで過ごし、他教室への出入りをしない。
- 安全のため、ベランダには出ない。職員駐車場に出入りしない。
- 体育用具は使用しない。体育委員が管理するものを使用する。
- トイレは原則として、自分の生活するフロアのものを使用する。
- 昼休みは、中庭・体育館は原則使用しない。オムニコートは、テニスシューズでのみ使用可とする。

給食

- 「給食の約束ごと」の通り準備・片付けを行う。

清 掃

- ジャージや半袖体操服に着替えて**黙働**を行う。
- 音楽が鳴っているときには活動をやめ、その場で静かに立ち止まる。

帰りの会

- 時間通りに帰りの会を開始する。
- 終了のチャイムが鳴るまでは、静かに教室で待機する。
- 帰りの会終了後、速やかに放課後の活動（部活動・委員会活動 等）に取り組めるようにする。

下 校

- 完全下校の時刻（通年17時）を守る。
 - ※ 特別日課等の際には、その時間割に従う。
- 部活動に参加した生徒は、活動時の服装で下校できる。
 - ※ 通学用運動靴に履き替えて下校する。
- 定められた通学路を通り、交通ルールを守って複数で下校することを心がける。

その他

- 職員室への来室
 - ・ かばん等の荷物や防寒着は、廊下に整頓して置いておく。
 - ・ 「失礼します」のあいさつをし、学年・組・名前・要件を職員室内の先生に伝えて、入り口で待機する。
 - ・ 要件が済んだ後は、「ありがとうございました。」とあいさつをしっかりとる。
- 保護者の車での送迎の際は、東門を使用し、決められた場所で乗降する。
- 遅刻して登校した際は、職員室に行き、登校したことを報告する。
- 職員トイレは使用しない。

B 服装等のきまり

	学ラン型	ブレザー型
服装について	<p>1 上着</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準型の中学生学生服とする。 ○ 上着の下は標準型白ワイシャツとする。 ○ ボタンは本校指定のものとする。 ○ 夏季は標準型白長袖、半袖ワイシャツを着用する。 ○ ワイシャツの下にインナーを着る場合、襟は、クルーネック、Vネックとし、外から見えないようにする。 ○ 上着の着脱は、個々の判断に任せる。 ○ 上着を脱ぐ場合はバッグに入れる。 <p>2 ズボン</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 標準型のストレートとする。 ○ タック入りは認めない。 	<p>1 上着</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本校指定の紺色のダブルのブレザーとする。 ○ 上着の下は白ブラウス（丸襟フラットカラー）・標準型白ワイシャツを着用する。 ○ 夏季の服装は白の長袖、半袖ブラウス（丸襟フラットカラー）・半袖ワイシャツを着用する。 ○ ブラウスの下にインナーを着る場合、襟は、クルーネック、Vネックとし、外から見えないようにする。 ○ 上着の着脱は、個々の判断に任せる。 ○ 上着を脱ぐ場合はバッグに入れる。 <p>2 スカート・スラックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本校指定のジャンパースカート、またはスラックスを着用する。 ○ スカートの長さの目安は膝が隠れる程度とする。 ○ スラックスは標準型のストレートとする。 ○ タック入りは認めない。
	<p>3 ベルト</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 革または合革・布製の学生用ベルトとし、黒色の飾り気のないものを着用する。 <p>4 通学用運動靴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 白色（単色）の運動靴とする。 ※ 体育の授業でも使用するので、靴底がデッキシューズタイプの平らなもの（テニスシューズ等）は禁止とする。 <p>5 ソックス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 白色・黒色・紺色の無地かワンポイントのものを着用する。 ※ ワンポイントは派手でないものとする。 <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防寒用のタイツを着用する場合には、黒または紺とする。 ○ 学校生活全般で、だらしない着こなしはしない。 ※ ワイシャツの裾を出す、運動時は除き半袖体操服の裾を出す、学生ズボン・ハーフパンツ・ジャージの腰パン等の着こなしはしない。 	
髪型について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 髪は自然を保ち、目にかからないようにする。 ○ 染髪、整髪料等は認めない。 ○ 極端な刈り上げや段差ができた状態は認めない。 ○ 肩にかかる場合には、1つに編むか結ぶ。髪を結ぶゴムの色は黒・紺色・茶色とする。 ○ 編み込みなどのヘアアレンジは認めない。 ○ 黒のパッチンピン、アメリカピンの着用は可とする。 	

その他	<ul style="list-style-type: none">○ 校章は、本校指定のものを制服の指定の場所につける。○ 名札は、左胸部につける。<ul style="list-style-type: none">※ 着用は校内だけとし、帰宅時には教室の指定の場所に置いていく。○ 上履き（体育館履き兼用シューズ）は学年色の色分けしたものを使用する。<ul style="list-style-type: none">※ R8年度 1年・・・青色 2年・・・緑色 3年・・・黄色○ 防寒着・部活動用のウィンドブレーカー等は、原則として登下校時に着用できる。<ul style="list-style-type: none">※ 授業中・帰りの会での着用は不可とする。○ ジャージ、半袖体操服は、指定の名札を胸部につける。○ セーター・カーディガンは、黒・紺色・グレーとする。ただし、着用する時はワイシャツ、ブラウスの上に着用し、制服からはみださないようにする。○ 手袋・マフラー・防寒着は派手でないものとする。○ 部活動用のウィンドブレーカーがある場合は、それを防寒着として着用する。○ 学校指定の通学用バッグを使用する。○ 体操服など通学用バッグに入りきらない場合にはサブバッグを使用してもよい。<ul style="list-style-type: none">※ 特に指定はないが派手でないものとする。※ 大きさの目安としては、教室のロッカーに収納できる大きさとする。○ 学校に必要な無いもの（雑誌類、携帯電話、ゲーム、食べ物等）は、持ってこない。○ アクセサリー類（ピアス、ネックレス、ミサンガ等）は、身につけない。
-----	--

C 自転車通学について

1 自転車通学の許可について

- 自転車での通学は「許可制」とする。
- 自転車通学を許可する範囲は、**原則として学校から直線距離で2 km以上離れている家から通学する場**合とする。
- 通学許可を受け、登録番号シールの付いた指定の自転車を使用して通学すること。
- ヘルメットは、各自で購入し準備すること。

2 自転車の購入について

- 通学用自転車の形状について
 - ・ 学生用通学自転車とする。
 - ・ 通学用自転車の色は**シルバー、白色、黒色**であること。
 - ・ マウンテンバイクやT型のハンドルの自転車でないこと。また、泥よけ、荷台、前かごがあること。
 - ・ スタンドは自転車が直立するものであること。
 - ・ ギアについては、ハンドルを持ったままで操作できるものであること。
- その他
 - ・ 自転車は防犯登録を済ませ、登録シールが貼ってあること
 - ・ 自転車店で点検整備を受け、「TSマーク」を交付されていること。
 - ・ 自転車向けの保険に加入すること

3 事故防止のための遵守事項について

- 信号や標識に従い一時停止を行うなど、交通ルールやマナーを守る。
- わき見運転や並列走行をせず、周囲の危険に気を配りながら、安全運転を心がける。
- 必ずヘルメットを着用し、あごひもをきちんと締める。
- 寿小方面からの自転車利用者は、交通安全のために**旧6号線（水戸神栖線）と県庁前大通り**を通学路として利用する。
 - ※ 自転車を押して歩いている生徒が見受けられるが、歩行者の安全の妨げになるのでやらないこと。
 - ※ 友達と歩いて下校したいときは自転車登校をしないこと。
 - ※ 自転車通行可となっている歩道があるが、歩行者との接触事故も発生しているので十分注意すること。
 - ※ メインバッグは、背負うこと。また、重いサブバッグは、できるだけ後ろの荷台にしばること。
- 雨天時には、雨具（カッパ）を着用する。
 - ※ 雨具は各自で購入し、準備すること。
- 夕方などの暗くなる時間帯では、早めにライトをつけ、安全運転をする。

4 その他

- 3の「遵守事項」を守れない場合には、許可を取り消す場合がある。
- 年に1回は自転車店で点検を受け、「TSマーク」の交付を受けること。
- 不備があった場合にはすぐに修理を受けること。
- 「自転車登録番号」のシールを、後部の泥よけに貼ること。
- 自転車を学校に置いていく（早退時など）場合には、体育館の玄関に入れて保管してもらう。出す際には、先生に申し出て、出してもらう。
- 先生が確認した際に、鍵の抜き忘れを発見した場合は、防犯上の理由から職員室で保管をする。

D 部活動について

1 部活動への入部

本校の部活動への所属は、生徒の自由である。

2 活動日・休養日

- 平日の部活動は、火曜日、水曜日、金曜日に実施する。
- 休日の部活動は、土曜日か日曜日のどちらかに実施する。
※ 大会時は、その限りではない。
- 月曜日、木曜日、土曜日か日曜日のどちらか1日の計3日を休養日とする。
- 詳細については、年度当初に配布される「令和8年度部活動について」を参照する。

3 活動上の注意

- 顧問・部活動指導員の立ち合いの下、活動する。
- 活動中にケガをしてしまったときには、顧問・部活動指導員に申し出て、適切な処置をしてもらう。
- 使用器具・備品を破損してしまった場合、または破損に気付いた場合は、必ず顧問・部活動指導員に申し出る。
- 活動終了時には、活動場所の清掃を行う。

4 休日の登校・大会の参加時の服装・乗り物

- 自転車通学の許可を得ていない生徒の自転車登校は認めない。
- 大会や練習試合等への参加は、各部活動で決められた服装に準ずる。
- 大会や練習試合の移動の際に自転車を使用する場合は、通学用自転車に準ずる整備された自転車を使用し、ヘルメットを必ず着用する。

5 部活動（R8. 常設予定） ※特設については要相談（中体連種目の運動部のみ）

No.	部名	No.	部名
1	野球	8	剣道
2	サッカー	9	柔道
3	陸上競技	10	水泳
4	ソフトテニス（男・女）	11	吹奏楽
5	バレーボール	12	美術
6	バスケットボール（男・女）	13	E S S
7	卓球		

生徒会のしくみ

生徒会の活動を知るために、私たちの身近な問題がどのようにとりあげられ、どこで決定されて、実行に移されるかをみてみましょう。

ある生徒が「学年全体で、毎月1回なわとび大会を開いてもらいたい」と考えたとします。これを実現させるためには、まず学級会に意見を提案して、賛成してもらうことが必要になります。学級の中央委員がそれを毎月実施される委員会活動に提案をします。各学級の中央委員は、その提案を持ち帰り、各学級の学級会でも話し合いを行います。学級会で出た意見を集約し、次の委員会活動の議題として意見を出し合います。委員会で協議され、検討を重ね、学年の先生と校長先生の承認を得て実行されます。

学校全体で意見を通す際には、学級会で出た意見も含め、各専門委員会で出た意見を委員長が集約し、運営委員会に提案を行います。ただし、運営委員会に提出する議題は各委員会で十分に討論をしたものになります。運営委員会が十分に討論をした上で、生徒会本部に態度決定を委ねることになります。その後、生徒総会を開催し、提案事項について生徒全員の意思確認を行い、同意をもらうことになります。このように、生徒会予算や校則の改正などの重要なことがらを除けば、学校内で実施するすべてのことがらは、この生徒総会で決定されることになります。

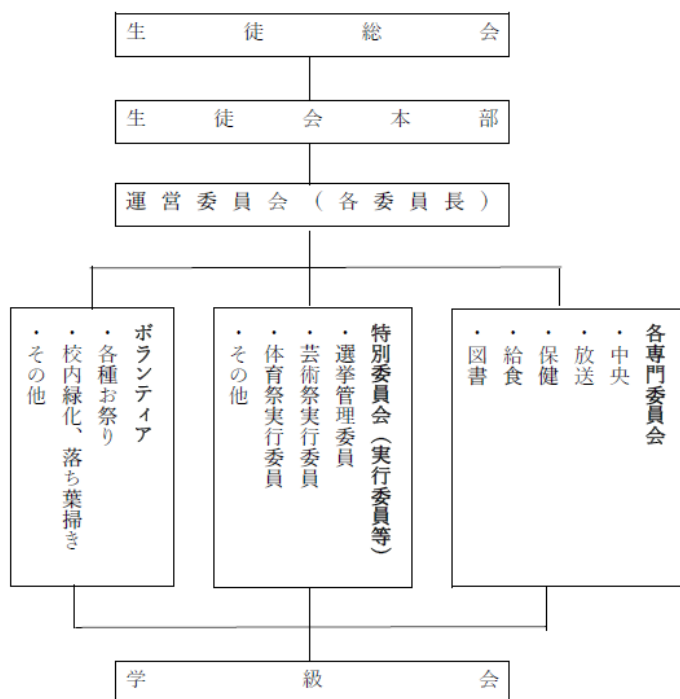
この提案が多数の支持を得て可決され、校長先生の承認をいただいた後に実行に移すことができます。しかし、実際の仕事は、各専門委員会を主導に行われることになります。

(国の政治の仕組みと比べてみれば、生徒会本部が内閣、運営委員会は国会にあたり、専門委員会が各省にあたります。)

こうして、生徒一人一人の考えが生徒会活動に反映されることから、私たちは学級会や委員会、ボランティア活動に進んで参加することが期待されます。これらの活動を通して、私たちの学校生活をより楽しく、豊かなものにしていきたいですね。また、そうすることが私たちの義務であり権利でもあるといえます。

生徒会本部や各専門委員会の仕事については、生徒会会則や専門員会細則をよく読んで理解しておくようにしましょう。

笠原中学校生徒会組織



生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は、水戸市立笠原中学校生徒会といい、本部を校内におく。

第2章 目的

第2条 水戸市立笠原中学校生徒会は、生徒の自主的活動を通して、生徒の生活改善や良い校風の樹立・発展を期することを目的とする。

第3章 会員

第3条 水戸市立笠原中学校生徒会は、水戸市立笠原中学校の生徒を会員として組織する。

第4章 機関

第4条 水戸市立笠原中学校生徒会には、次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 生徒会本部
3. 運営委員会（各専門委員会委員長）
4. 各専門委員会
5. 特別委員会（実行委員等）
6. ボランティア
7. 学級会

第5条 必要に応じて、運営委員会の議決によって特別委員会をおくことができる。

第5章 生徒総会

第6条 生徒総会はこの会最高の議決機関で、年に1回開催される。

第7条 生徒総会は次のことを行う。

1. 年間の活動結果と決算の報告
2. 年間活動計画と予算の審議・決定
3. 会則の変更

第6章 生徒会本部役員とその任務

第8条 生徒会本部には次の役員をおく。

会長1名、副会長2名（男1、女1）、

幹事6名（各学年3名ずつ 男1、女1、男女どちらか1名）

第9条 会長、副会長、幹事は全会員の選挙により選出し、校長先生の承認によって決まる。

第10条 この会の役員選挙は別に定める選挙規定により、選挙管理委員会がその事務を執り行う。

第11条 役員の任期は半年とする。

第12条 役員の任務は次の通りである。

会長は生徒会を代表し、生徒会全般の活動発展につとめる。

副会長は会長を助け、会長と共に会の発展につとめる。

幹事は会長・副会長を助け、事務を行う。

第7章 運営委員会

第13条 運営委員会は、生徒会及び各専門委員会の委員長から構成される。

第14条 運営委員会は生徒会本部に次ぐ決議機関で、原則として年2回（前期1回、後期1回）開く。

但し、必要と認める時は臨時に開くことができる。

第15条 運営委員会は次のことを行う。

1. 各専門委員会・各学級等から提出された年間計画及び議案の審議・決定
2. 学校生活の諸問題とその解決策についての審議・決定

第 16 条 運営委員会で決定したことを各専門委員長は各委員会に伝達し、生徒会活動を推進する。

第 8 章 各専門委員会

第 17 条 水戸市立笠原中学校生徒会には、次の専門委員会をおく。

1. 中央委員会 2. 放送委員会 3. 図書委員会 4. 給食委員会 5. 保健委員会。

第 18 条 専門委員会の仕事は、別に定める専門委員会規定細則に則って、実施する。

第 9 章 特別委員会

第 19 条 選挙管理委員会などの臨時の特別委員会は、必要に応じて各学級から選出された会員により組織し活動する。

第 10 章 ボランティア

第 20 条 各種お祭りや校内の緑化、落ち葉掃きなどは必要に応じて、各学級から立候補した会員により組織し活動する。

第 11 章 議決に関すること

第 21 条 生徒総会は会員の 3 分の 2 以上の出席によって開かれる。

第 22 条 委員欠席の場合は代理の出席が認められる。※削除

第 22 条 生徒総会の議事の決定は、出席会員の過半数の賛成をもって可決する。

第 12 章 会費

第 23 条 この会の経費は、会費によってまかなわれる。

第 24 条 本会の会費は、年額 900 円とする。

第 25 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 13 章 生徒会活動の企画・運営

第 26 条 各生徒会活動の運営については、担当の先生から指導・助言を受ける。

第 27 条 生徒会活動で企画・運営することについては校長先生の承認が必要である。

第 14 章 付則

第 28 条 この会則は、昭和 58 年 5 月 26 日より執行する。

昭和 61 年 2 月 25 日一部改訂
平成 17 年 2 月 25 日一部改訂
平成 26 年 3 月 14 日一部改訂
平成 27 年 3 月 19 日一部改訂
令和 5 年 3 月 24 日一部改訂
令和 7 年 3 月 18 日一部改正
令和 8 年 3 月 18 日一部改正

専 門 委 員 会 細 則

第1条 専門委員会は、学級で立候補した会員によって構成される。(所属人数は毎年検討する。)

第2条 専門委員会の委員長・副委員長・書記等の役職は、委員の互選による。

第3条 委員長は、その委員会を代表して、決議事項及び執行について、運営委員会で報告する。

第4条 専門委員会は月1回開催する。但し必要がある場合は、臨時に開催することができる。

第5条 各専門委員会の任務を次のように定める。

1. 中央委員

- 楽しく規則正しい学校生活を築くための仕事をする。
- 学年、学級の代表ととなり活動する。

2. 放送委員会

- 学校生活がスムーズに楽しく送れるように、給食、清掃、下校時などで放送活動を行う。

3. 図書委員会

- 学校図書館の仕事をする。
- 図書館の利用を広める。

4. 給食委員会

- 給食活動時の衛生的環境を整える。

5. 保健委員会

- 会員の健康・安全を保つための仕事をする。
- 衛生的環境を整える。

付則

1. この細則は、生徒会会則 17 条にもとづいて定められたものである。
2. この規定細則は、昭和 58 年 5 月 26 日より実施する。

昭和 61 年 2 月 25 日一部改訂

平成 7 年 5 月 20 日一部改訂

平成 16 年 2 月 25 日一部改訂

平成 26 年 3 月 14 日一部改訂

平成 27 年 3 月 19 日一部改訂

令和 7 年 3 月 18 日一部改訂

令和 8 年 3 月 18 日一部改訂